

【壬生町内の施設園芸農家の皆さまへ】

コロナ禍における燃油高騰等に対する緊急支援

《壬生町施設園芸農家緊急支援事業補助金》

施設園芸農家の皆さまを支援します！

昨年秋からの燃油等の価格高騰に伴う農業経営コストの増加により、特に影響を受けている施設園芸農家の皆さまの負担軽減及び経営の安定を図ることを目的に、国の交付金を活用した「壬生町施設園芸農家緊急支援事業補助金」を交付いたします。

◆**対象者**：補助金の対象者は、次の要件を全て満たしている方です。

- (1) 町内に住所を有する方、又は事業者
- (2) 町内で加温等を必要とする施設園芸農業を営んでいる方
- (3) 令和3年の1年間の農産物販売金額が50万円以上であること
- (4) 町税等の滞納がないこと

◆**同意事項**：上記の要件に照らし事実と相違なく、町税等の納付状況を調査します。

(申請日時点で、納期が到来している町税等)

◆**補助金の額**：ハウスでの作付面積1aにつき2,000円を乗じた額。

※1a未満は切り捨てとします。

※ハウスの面積分のみが補助の対象となります。

◆**申請方法**：次の申請書兼請求書と通帳コピーを添えて、農政課に申請してください。

- (1) 壬生町施設園芸農家緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式1号)

※申請書兼請求書に、以下の事項をご記入ください。

①交付要件にチェックを付けてください

②農産物名、ハウス作付面積、請求額

③ハウスの所在地、温度管理の方法

(暖房機(A重油)、ウォーターカーテン、ヒートポンプ、炭酸ガス等)

④振込先

※補助金交付にあたり、押印と申請人名義の振込先口座の記載が必要です。

- (2) 振込先口座の通帳のコピー(通帳表紙裏ページの写し)を添付してください。

◆**申請期限**：令和4年11月15日(火)

※期限を過ぎますと補助金が受け取れなくなりますので、ご注意ください。

＝ **詳しくは、お問い合わせください** ＝

○壬生町 産業生活部 農政課 農業振興係 ☎0282-81-1839・1881